

議案第 20 号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年墨田区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 55 条」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付則第 2 条及び第 3 条を削り、付則第 4 条を付則第 2 条とする。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険法の住所地特例の適用を受ける被保険者について、当該特例の適用を後期高齢者医療制度に引き継ぐ

ことに伴い、当該被保険者を保険料を徴収すべき被保険者とする等の必要がある。